

## 概要

特定電子メール法の平成20年改正(平成20年12月1日施行)附則において、施行3年後の見直し規定が盛り込まれたことを受け、特定電子メール法の施行の状況等をふまえ、今後の迷惑メール対策として必要な措置を検討。

## 検討内容

- ① 特定電子メール法の在り方に関する検討
- ② ISP等の事業者による自主的な迷惑メール対策の実施の検討
- ③ 「送信ドメイン認証技術」(送信者の認証を行い、他人へのなりすましメールの送信を防止することが可能な技術)等技術的対策の検討
- ④ 迷惑メール対策のリテラシー向上方法の検討
- ⑤ 諸外国との迷惑メール対策の協調推進の検討

## これまでの検討結果

- 迷惑メールの現状、これまでの迷惑メール対策等を踏まえ、論点について議論し、概ね以下の方向で整理。
  - ・法執行は一定程度行われていること、海外発の迷惑メールが大部分であること等から、現時点での法改正の必要性はなく、引き続き、法執行の強化に努めていくことが必要。
  - ・一方で、依然として海外発のものを中心に迷惑メールは減少していないため、以下のような取り組みが必要。
    - ①国際連携の一層の推進
    - ②技術的対策の強化
    - ③関係者による一層の周知啓発等

## 今後のスケジュール

- 2月18日(金) ・提言の方向性(制度面以外)について議論
- 3月17日(木) ・提言(案)取りまとめ